

昭和三年六月七日立案

書記官長

主筆

書記官

書記官

復員廳官制外一件審査報告

(別紙の通り)

樞密院

復員廳官制外一件審査報告

謹^んじ、今日御諮詢の復員廳官制及び第一復員省
官制の廢止等に関する勅令を審査する^に、
陸海軍の復員は、内地部隊關係においては、決算
及び補償業務を主とする。殘務整理を餘す外、概
ねこれを完了し、在外部隊も亦漸次内地に歸還し

裏面白紙

つゝあり、殊に最近輸送船の増加に依り一層の
進捗を見るに至つたので、この際政府において
は、その事務も管掌する第一復員省及び第二復
員省並びに其の關係機關の大部を統合整理し
て、新たに内閣に復員廳を設置することとし、こ
れを主眼として本案の二件を立案し、本院の詢

樞密院

裏面白紙

ふんふんふんふんふんふんふんふん

三

215

御諮詢
議に付さしんことをも奏請するに至つたもので、

今その要旨を述べれば次の如くである。

第一 復員廳官制

(一) 復員廳は内閣總理大臣の管理に屬し、陸海

軍の復員及びこれに關聯する事務を掌る

ものとす。(第一條)

樞密院

(一) 復員廳に總裁、官房長及び局長の外復員事

務官及び復員技官を置き、その定員及び級

別を定め、^{別に}内閣總理大臣は、復員廳において

運航する船舶で、復員又は掃海に使用する

ものの乗員に充てるため、豫算の範囲内に

おいて、定員の外に、復員事務官又は復員技

樞密院

裏面白紙

官も置くことばざるものとし、總裁は國

務大臣を以て、官房長及び局長は一級の復

員事務官を以てこれに充つることとし、各

これこれ

職員の職掌を定め、(第二條及第四條乃至第八條)

(三) 復員廳に總裁官房並びに第一復員局及び

第二復員局を置き、その事務分掌は總裁が

樞密院

裏面白紙

これを定めることとする。(第九條)

(四) 内閣總理大臣は、その定める所により必要

と認める地に、復員連絡局、留守業務局、復員

通信部、船舶業務整理部及び地方復員局を

置き、廳務も分掌させること及びきること

とする。(第九條)

樞密院

七
六
六

(五) 職員の任用及び叙級に關し、所要の經過規

定も設けり。(附則第二項。乃至第四項。)

第二 第一復員省官制の廢止等に關する勅令

(一) 前記の復員廳官制の制定とともに第一復

員省官制及び第二復員省官制も廢止し、これ

に伴ひ第一復員官及び第二復員官の任用

